

条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十五号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「場合には」の下に「、法第二十条の五の二第二項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第二項中「場合には、」の下に「法第二十条の五の二第二項及び」を加える。

第五十一条の四中「及び」を「を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」に、「場合には」を「ときは」に改める。

附則第六条の二第二項中「平成四十三年度」を「平成四十五年度」に改める。

附則第十三条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十八条中「(第三十五条第一項の)」を「(第三十五条第二項に規定する)」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第四号イ(1)(i)中「及び次条」を「、次条及び附則第十八条の四」に改め、同号イ(2)中「第八十条第一号イ」を「第四百四十七条第一号イ」に、「第七十八条第一項」を「第四百四十五条第一項」に改め、同条第五号中「。次条」の下に「及び附則第十八条の四第二項第四号」を加え、同号イ中「及び次条」を「、次条及び附則第十八条の四第二項第四号」に改め、同条第六号中「。次条」の下に「及び附則第十八条の四第四項第五号」を加え、同号ハ(1)(i)中「平成二十八年十月一日」の下に「(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)」を、「次条」の下に「及び附則第十八条の四第四項第五号」を加え、同号ハ(1)(ii)中「及び次条」を「、次条及び附則第十八条の四第四項第五号」に改める。

附則第十八条の二第二項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当

するもので施行規則で定めるものに限る。」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の二第三項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第四項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の二第五項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二

分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の二第五項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の二第六項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の二第七項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三

月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の二第八項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十八条の四第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、第四号を第五号とし、第三号を削り、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出

量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の四第二項第一号中「附則第十八条の二第二項第一号」を「附則第十八条の二第二項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の四第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「附則第十八条の二第四項第一号」を「附則第十八条の二第四項」に改め、同項第三号中「附則第十八条の二第四項第二号」を「附則第十八条の二第五項第二号」に改め、同項第四号中「附則第十八条の二第五項第二号ハ」を「附則第十八条の二第五項第三号ハ」に改め、同条第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「附則第十八条の二第六項第一号」を「附則第十八条の二第六項」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「附則第十八条の二第六項第二号」を「附則第十八条の二第七項第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- 五 軽油自動車（電力併用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで施行規則で定めるもの
- イ 次のいずれかに該当すること。
- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
 - (2) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- ロ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十八条の四第五項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第六項中「供する自動車」の下に「又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車」を加え、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」

に改め、同条第七項及び第八項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第九項中「装置（以下この項から第十二項まで）」を「装置（以下この項から第十一項まで）」に、「平成三十一年三月三十一日（第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号及び第二号中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項第三号中「以下この項から第十三項まで」を「次項から第十二項まで」に改め、同項第四号を削り、同条第十項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項中「平成三十一年三月三十一日（第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日（第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第四号を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「及び」を「又は」に改め、「三・五トンを超え」の下に「八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え」を加え、「平成三十一年三月三十一日（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とする。

附則第十八条の五第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第二十三条第一項中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。次項第一号」に、「定めるものをいう。以下この条」を「定めるものをいう。同項第二号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第二項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同条の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成三十

二年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「同条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項第五号中「乗用車」の下に「(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）」を加え、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ	
七千五百円	二千円
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百円	四千元
一万七千九百円	四千五百円
二万五百円	五千五百円
二万三千六百円	六千元
二万七千二百円	七千元
四万七百元	一万五百円
二万九千五百円	七千五百円
三万四千五百円	九千元
三万九千五百円	一万円
四万五千元	一万千五百円
五万円	一万三千元
五万八千元	一万四千五百円
六万六千五百円	一万七千元
七万六千五百円	一万九千五百円
八万八千元	二万二千元
十一万円	二万八千元

第一項第三号イ(2)										第一項第三号イ(1)										第一項第二号ハ(2)										第一項第二号ハ(1)										第一項第二号ロ										第一項第二号イ																		
五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万二千元	九千元	六千五百円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二百円	一万五千百元	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千元	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千元	一万千五百円	八千元	四千七百元	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千元	一万三千円	一万一千円	九千五百円	八千元	七千元	七千五百円	六千五百円	六千元	五千円	三千円	二千円	二千五百円	二千円	四千五百円	四千元	三千円	五千五百円	三千円	四千元	二千円	千六百円	一万五百円	九千元	七千五百円	五千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千元

第二項第一号	第一項第五号二	第一項第五号八	第一項第五号口	第一項第五号イ	第一項第四号	第一項第三号口	六千三百円	四千七百円	三千七百円	一万千五百円	二万五千五百円	九千円	一万八千五百円	八万八千八百円	七万四百円	六万千二百円	五万三千二百円	四万六千四百円	四万八百元	三万六千円	三万六千六百円	二万七千六百円	二万三千六百円	四千八百円	一万九百円	一万四千七百円	二万三千円	一万九百円	一万六千九百円	六千円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円
							千六百円	千二百円	千円	三千円	六千五百円	二千五百円	五千円	二万二千五百円	一万八千円	一万五千五百円	一万三千五百円	一万二千円	一万五百円	九千円	八千円	七千円	六千円	千五百円	三千円	四千元	六千円	三千円	四千五百円	千五百円	千五百円	二千千円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万五百円	八千五百円	一万六千円	一万四千五百円

第一項第四号	四千五百円	二千五百円
	六千円	三千円
第一項第五号イ	一万六千九百円	八千五百円
	一万九百円	五千五百円
	二万三千円	一万千五百円
	一万四千七百円	七千五百円
第一項第五号ロ	一万九百円	五千五百円
	四千八百円	二千五百円
第一項第五号ハ	二万三千六百円	一万二千円
	二万七千六百円	一万四千元
	三万千六百円	一万六千元
	三万六千元	一万八千元
	四万八百元	二万五五百円
	四万六千四百円	二万三千五百円
	五万三千二百円	二万七千元
	六万二千二百円	三万千元
	七万四四百円	三万五千五百円
	八万八千八百円	四万四千五百円
第一項第五号ニ	一万八千五百円	九千五百円
	九千円	四千五百円
	二万五千五百円	一万三千元
	一万千五百円	六千元
第二項第一号	三千七百元	千八百円
	四千七百元	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百円
第二項第二号	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千元

附則第二十三条第五項を同条第三項とする。

附則第二十三条の二第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間 平成三十一年度分 附則第二十五条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「平成三十一年

三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第二十五条の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改める。

(埼玉県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 埼玉県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年埼玉県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二のうち、埼玉県税条例附則第二十三条第一項の改正規定中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。次項第一号」に、「定めるものをいう。以下この条」を「定めるものをいう。同項第二号」に改め、「一般乗合用バス」に「の下に」、「平成三十一年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に「を加え、同項第一号の改正規定中「初回新規登録」に「の下に」、「ものを」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に「を加え、同項第二号の改正規定中「初回新規登録」に「の下に」、「ものを」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に「を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

5 改正後の条例の規定中自動車税に関する部分は、平成三十一年度分の自動車税

について適用し、平成三十年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

6 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の埼玉県税条例附則第二十三条の二第一項の規定により納税義務を免除される平成二十九年度分及び平成三十年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付又は同条第三項の規定による充当については、なお従前の例による。